

名古屋港管理組合公報

平成16年3月31日
(水曜日)
号外第183号

目 次

条 例	
○給与条例の一部を改正する条例	1
○平成15年度における期末手当の基準日等を定める条例	5
規 則	
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5

条 例

給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成十六年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第一号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例(昭和17年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「一万五千一百円」を「一万四千七百円」に改める。

第十二條中「若しくは」の下に「同条例」を加える。

第二十二条第三項中「百分の三百一十五」を「百分の三百」に、「百分の一百八十五」を「百分の一百六十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の一千五」に改め、同条第四項中「百分の三百一十五」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の一百八十五」とあるのは「百分の百五十五」を「百分の三百」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の一百六十」とあるのは「百分の百四十」に、「百分の五十」とあるのは「百分の一千五」を「百分の一千五」とあるのは「百分の十」に改める。

第二十二条の二第二項第一号を次のように改める。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に次項に定める割合を乗じて得た額の総額

第二十二条の二第二項中「勤勉手当基礎額等」を「勤勉手当基礎額」に改める。

第二十二条第二項中「内容」の下に「及び年齢」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	159,500	230,900	249,200	268,600	299,000	344,100	430,700	467,700
2	131,200	164,800	239,200	257,700	277,700	308,500	355,700	445,400	484,200
3	135,300	172,500	247,500	266,200	286,900	318,100	367,400	459,600	500,700
4	139,400	180,300	255,800	274,800	296,100	327,900	379,200	473,800	517,100
5	143,500	188,100	264,200	283,600	305,300	337,900 (342,000)	391,200	487,900	533,200
6	147,900	196,600	272,600	292,400	314,500	348,400 (352,700)	401,800	501,500	549,300
7	152,600	205,000	281,000	301,200	323,700	358,900 (363,500)	411,600 (417,400)	514,600	564,200
8	157,500	213,400	289,400	310,000	333,400	369,100 (374,100)	421,400 (429,200)	526,200	578,500
9	163,700	221,800	297,700	318,800	343,300	378,500 (384,300)	430,900 (440,300)	536,200	592,800
10	171,400	230,100	305,900	327,500	353,200	387,900 (394,500)	439,900 (451,400)	545,300	607,100
11	178,800	238,200	314,000	336,100	362,700	397,000 (404,600)	447,300 (460,600)	553,000	619,500
12	185,800	246,200	322,100	344,400	371,500	405,100 (414,300)	453,800 (468,600)	559,800	631,900
13	192,400	254,100	329,800	352,000	379,900	413,200 (423,700)	458,700 (474,700)	566,300	644,300
14	198,800	261,900	336,900	358,800	388,200	419,000 (431,000)	463,600 (480,800)	571,500	656,700
15	204,700	269,400	342,600	365,600	395,200	424,300 (438,000)	467,400 (486,900)	576,700	
16	210,400	276,900	347,800	371,500	401,800	429,400 (444,700)	470,700 (492,900)	581,900	
17	215,600	283,800	352,800	377,000	406,400	432,400 (450,000)	474,000 (496,100)	587,100	
18	220,400	288,300	356,000	382,000	410,900	435,400 (453,200)	477,100 (499,300)		
19	225,000	292,400	359,200	386,700	415,300	438,400 (456,400)	480,200 (502,500)		
20	229,600	296,200	362,400	389,600	418,500	441,400 (459,500)	483,300 (505,600)		
21	233,100	300,000	365,000	392,400	421,600	444,400 (462,600)	486,400 (508,700)		
22	236,600	303,700	367,600	395,100	424,700	447,400 (465,600)	489,500 (511,800)		
23	240,100	307,300	370,100	397,700	427,800	450,400 (468,600)	492,600 (514,900)		
24	243,500	310,400	372,300	400,000	430,900	453,400 (471,600)	495,700 (518,000)		
25	246,900	313,500	374,400	402,300	433,900	456,400 (474,600)			
26	249,700	316,500	376,500	404,600	436,900	459,400 (477,600)			
27	251,500	319,100	378,600	406,900	439,900	462,400 (480,600)			
28	253,300	321,100	380,700	409,200	442,900	465,400 (483,600)			
29	255,100	323,100		411,500	445,900	468,400 (486,600)			
30		325,100		413,800	448,900				
31		327,000			451,900				
32		328,900			454,900				
33		330,800							
34		332,700							
35		334,600							

備考

- 1 この表の6級の5号給から29号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の7号給から24号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

分の「二十五」に改める。

第二十二条に次の二号を加える。

四 前二号に規定するものほか、給与から控除する必要があるものと認めて管理者が定めるもの

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定(第十二条の改正規定を除く)並びに附則第八項、第十項及び第十一項から第十四項までの規定

平成十六年四月一日

二 第二条中第十二条の改正規定 則て定める日

(最高号給等の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日ににおいて職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び同日に休職していた職員で管理者の定めるものの施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

3 (施行日前の異動者の号給等)

4 平成十五年四月一日から施行日の前日までの間ににおいて、第一条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の第一条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(施行日から平成十六年三月三十一日までの間ににおける異動者の号給等の調整)

4 施行日から平成十六年三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まづ改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、管理者の定めることにより、必要な調整を行ふことができる。

(各年度ごとに別に条例で定める時期に支給する期末手当に関する特例措置)

5 改正後の条例第十二条第三項第二号に掲げる時期に支給する期末手当の額は、改正後の条例第十八条第一項、第二項、第四項若しくは第七項又は第十二条第三項(同条例第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項から第七項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合計額から第二号に掲げる額を減じた額(以下この項において「調整する額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が負となるときは基準額を支給し、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成十五年四月一日(同月一日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日。以下「特定日」という。)において職員が受けるべき給料(特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例(平成十三年名古屋港管理組合条例第九号)第十二条の規定を適用しないこととした場合に受けるべき給料をいう。以下「減額前給料」という。)、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、初任給調整

手当及び単身赴任手当(改正後の条例第十二条の二第二項に規定する管理者の定める額を除く。)の月額の合計額に一万名の九十八を乗じて得た額に、同年四月から公布の日の属する月までの月数(同年四月一日から公布の日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数。以下「特定月数」という。)を乗じて得た額

二 平成十五年六月及び同年十一月に支給された期末手当(改正前の条例第十二条第三項第一号及び第二号に掲げる時期に支給されたものに限る。)及び勤勉手当の額並びに基準額の合計額に一万名の九十八を乗じて得た額

三 特定日において職員が受けるべき減額前給料の月額に千分の十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に、特定月数を乗じて得た額

6 (委任)

7 附則第二項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

8 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「百分の三百二十五」とあるのは「百分の三百五十」を「百分の三百」であるのは「百分の三百三十」に改め、「百分の百四十」とあるのは「百分の百五十」との下に、「同項第三号中「百分の二十五」とあるのは「百分の三十」とを加える。

第四条の二第四項中「前各項」を「前三項」に改める。

第五条第四項中「前条」を「第四条」に改める。

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」を「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」に、「百分の百四十」とあるのは「百分の百五十」と、同項第三号中「百分の二十五」とあるのは「百分の三十」を「百分の百十」とあるのは「百分の百二十」に改める。

(各年度ごとに別に条例で定める時期に支給する特別職の職員の期末手当に関する特例措置)

9 附則第五項の規定は、附則第七項の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例第一条第三号に掲げる特別職に対する期末手当の支給について準用する。

(特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

10 特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例(平成十三年名古屋港管理組合条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「千分の三十五」を「千分の一十」に改め、同条第一号中「千分の二十五」を「千分の十」に改め、同条第三号を削る。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十三年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「十万円」を「一千万円」に改める。

別表第一備考中「別表第一」を「別表第二」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公

營企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 13 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十七年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改定する。
- 14 附則第五項中「百分の十」を「百分の四」に改める。
- 前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改定する条例附則第五項の規定の適用については、附則第一項第一号に規定する規定の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間、同項中「百分の四」とあるのは「百分の七」とする。

平成十五年度における期末手当の基準日等を定める条例を公布する。

平成十六年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合条例第二号

平成十五年度における期末手当の基準日等を定める条例

例 (期末手当の基準日)

- 第一条** 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）第二十二条第一項に規定する「別に条例で定める日」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（次条においてこれらの日を「基準日」という。）とする。
- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十二号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十九条の六第二項若しくは第二項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員
平成十五年六月一日又は同年十二月一日
- 二 再任用職員 平成十五年六月一日

例 (期末手当の支給時期等)

- 第二条** 給与条例第二十二条第三項第三号に規定する「別に条例で定める時期」とは、平成十六年三月とする。
- 前条第一号に規定する職員に対して前項に定める時期に支給する場合の給与条例第二十二条第三項の期末手当基準額に乗じる割合は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 平成十五年六月一日 百分の二十
- 二 平成十五年十二月一日 百分の五

附 則

1 (施行期日)
この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）第二条第一項に規定する特別職員に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、第二条第一項第二号中「百分の五」とあるのは「百分の十」と読み替えるものとする。

造

三

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第一号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改定する。

第二条の一を第二条の四とし、第二条の次に次の一条を加える。

- (公務上の災害の範囲)
- 第二条の二** 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第一に掲げる疾病とする。
- (運動による災害の範囲)
- 第二条の三** 運動による災害の範囲は、運動に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。
- 一 運動による負傷に起因する疾病
- 二 前号に掲げるもののほか、運動に起因することが明らかな疾病
- 第十二条の二第一項中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改める。
- 別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一 (第二条の一関係)

- 1 公務上の負傷に起因する疾病
- 2 物理的因素にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- 一 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
- 二 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷 白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- 三 レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- 四 マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
- 五 次に掲げる電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かいよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
- 六 アルファ線、重陽子線及び陽子線
- 七 ベータ線及び電子線
- 八 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潛水病
- 九 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
- 十 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
- 十一 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
- 十二 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
- 十三 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
- 十四 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
- 十五 前各号に掲げるもののほか、物理的因素にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 16 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾患
- 一 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- 二 重量物を取り扱う業務腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
- 三 チェーンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末梢循環障害、

	未しよう神経障害又は運動器障害
四	せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんじよう
五	う若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群
六	前各号に掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業農業の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
4	化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾患及びこれらに付随する疾患
一	管理者の定める単体たる化学物質又は化合物合金を含む。にさらされる業務に従事したため生じた疾患であつて、管理者が定めるもの
二	ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
三	すす、鉛物油、うろし、タル、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
四	たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
五	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
六	綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
七	空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
八	前各号に掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
5	粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又はじん肺と合併した次に掲げる疾病
6	一 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾患及びこれらに付随する疾病
二	患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾病
三	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾病
四	温潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
五	屋外における業務に従事したため生じたつが虫病
6	前各号に掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
7	がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾患及びこれらに付随する疾病
一	ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系じゆよう
二	ベータナフチルアミンにさらされる業務に従事

	したため生じた尿路系じゆよう
三	四一アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系じゆよう
四	四二ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系じゆよう
五	ビス(クロロメチルエーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
六	ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
七	石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゆ
八	ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
九	塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゆ
十	放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゆ又は甲状腺がん
十一	すす、鉛物油、タル、ビッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
十二	前各号に掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
8	前各項に掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病

この規則は、公布の日から施行する。